

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2314号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



紫藤

されている。

学生時代から半世紀にわたり、島の研究や離島振興に献身してきた山階芳正氏は、一昨年七月、念願の日本島嶼学会を設立、その会長に就任し、国際島嶼学会との交流にも尽力

効に活用すべきである。 基礎的開発実績や、各界の調査研究から得られた知恵やノウハウも有効に活用すべきである。 島嶼間の国際巡航母船

島嶼間の国際巡航母船

工場、娯楽などの多機能施設を完備する。さらにヘリコプターや快速艇を搭載して、遠近の島々へ緊急援助に出動できるようにしたいとの提案である。

その後で山階会長は、「同様の構想を柳田国男先生がすでに述べられているが、私にしてもそれが実現したい第三の夢です」とコメントされた。それにつけても、種子島から空を見上げて嘆息することは三度としたいものである。

(東京大学名誉教授 西川 治)

閑話休題

人はパンのみにて生きるにあらず、されど情報だけでは飢えを救えず、刺報は欲求不満を掻き立て、飯

想現実は貧脳を暴挙に駆り立てる。 第二回太平洋・島サミットの「宮崎宣言」には、太平洋諸国が情報技術革命の恩恵を等しく受けることができるように、との提言も含まれた。たしかに情報インフラの整備や人材の育成は必要であるが、何よりも物流の発展と医療福祉の向上、環境保全対策

去る四月八日・九日、二〇〇〇年次八丈島研究大会において、筆者は基調講演の結びで「二、三の夢を披露した。その一つは、日本と世界の島嶼国との二国間交流公館を、それぞれ別の国と人口数がほぼ等しい日本の離島に政府の出資で設置すること。 他の一つは、航空母艦ならず、捕鯨母船にならって数万トン規模の国際島嶼間巡航母船の建造、それには島嶼の研究・調査・教育・医療・福祉、水産加工、廃棄物のリサイクル

もくじ

活動	有珠山噴火災害対策で緊急要望 全国町村会	(2)
政策	平成十一年度農業白書「食料」の課題を前面に	(3)
フォーラム	ワーキンググループ活動によるまちづくり 秋田県鷹巣町	(6)
随想	川と行政	(9)
情報	政策リーダー	(11)

島根県大和村長 黒川益之助

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。 送り先: 全国町村会・広報部

全国町村会

有珠山災害で緊急要望・実行運動

虻田町・壮瞥町に見舞金を贈る

全国町村会は、五月十日開催の常任理事会で、「有珠山噴火災害対策に関する緊急要望」を決めた。

この要望は、去る三月三十一日に噴火した北海道・有珠山が、現在も断続的な活動を続け、多くの住民が避難所生活を余儀なくされている状

況を踏まえ、避難住民の生活支援対策や関係自治体に対する財政措置などを講じるよう求めたものである。

会議終了後、山本会長（福岡県添田町長）、佐々木副会長（北海道入りも町長）、西田副会長（石川県北町長）が内閣官房の松谷、古川の

両官房副長官、中山国土庁長官、自民党災害対策本部長の野中幹事長等に面接陳情を行ったほか、厚生省及び国土庁幹部に実行運動を行った。

なお、この有珠山噴火災害に対し、全国町村会は、四月十八日の理事会において被災地の虻田町と壮瞥町に見舞金を贈ることを決めており、両町に対しそれぞれ百万円を贈った。

有珠山噴火災害対策に関する緊急要望

平成十二年三月三十一日に二十三年ぶりに噴火した北海道の有珠山は、現在も活発な活動を断続的に続けていることから、今後噴火、爆発に対する厳重な警戒が必要な状況であり、また、現在も多くの住民が避難所生活を余儀なくされている状況にある。

このような状況に対し、これまで住民の生命と安全を確保するため、北海道をはじめとして、伊達市、虻田町、壮瞥町及び周辺の市町村等が国と一体となって懸命の努力を続けているところである。

ついで、避難住民の健康の保持や生活不安への解消、支援体制の充

実等の取組みを進めるため、下記事項について特段の措置を講じられた。

記

一 生活支援対策について
避難生活の長期化に伴う避難住民の健康の保持や生活不安を解消するため、応急的住宅の確保、生活環境の整備、医療・介護の確保、教育環境の改善など生活支援対策をさらに充実すること。

二 交通及び産業経済対策について
住民生活や産業活動の基盤である交通を確保するため、国道をはじめとする道路等の早期復旧や代替ルート確保を図る等の措置を講ずるとともに、地域の観光産業、農林水産業及び商工業の経営対策、雇用対策などの産業経済対策を講ずること。

三 激甚災害の早期指定について
災害救助法適用の虻田町、壮瞥町に対して、激甚災害の早期指定を図るとともに、災害対策に要する当該自治体に対する十分な財政措置を講ずること。

四 周辺自治体に対する財政支援対策について

このたびの噴火に伴い、周辺の自治体においても、避難住民のための対策を講じるなど懸命の努力を行っており、財政負担が増加しているため、十分な財政支援対策を講ずること。



中山国土庁長官(中央)と左側・佐々木副会長、右側・山本会長、西田副会長



野中自民党災害対策本部長(幹事長)(中央)と左側・佐々木副会長、右側・山本会長、西田副会長

政 策

解 説

平成11年度 農業白書

「食料」の課題を前面に = 新基本法下で初の白書 =

農水省は、昨年七月に成立した食糧・農業・農村基本法に基づく初の白書となる平成十一年度の「食料・農業・農村の動向に関する年次報告」をまとめ、四月四日の閣議で了承を得た。十二年度が新しい基本法を受けた農政改革を進める「実質的な初年度」(玉沢徳一郎農水相)であることを踏まえて、国や自治体、農業者、消費者、事業者が役割分担し、各種の施策を推進するよう求めている。「食料」に関する課題を前面に押し出しているのが特徴で、飽食時代の食料ロス(廃棄)や、カロリーベースで四〇%(一九九八年)まで低下した食糧自給率の向上にスポットを当て、これらの問題解決に向けた取り組みを促した。

白書は、「はじめに」の項で、「くらしのいちのち」の根幹にかかわる食料と、それを支える農業・農村の価値が再認識され、安心と安全の礎としての役割への期待が高まっている」と分析。新しい基本法を「新世紀における食料・農業・農村政策の基本指針となる」と位置付け、同法の基本理念に基づき、白書を第一章「食料の安定供給確保」、第二章「農業の持続的な発展」、第三章「農村の振興と農業の有する多面的機能の発揮」という構成にした。

また、同法が国と地方の役割分担を明記したことを踏まえ、同法の理念に即した先駆的な自治体の施策を紹介するコーナーを第一章と第二章の間に設けた。

食糧ロスの大量発生に対応
第一章では、既に、食料消費支出の四分の一以上は家庭外に依存しており、消費者には「食」の外部的・サービス化、簡便化は、当然のこととして定着したと分析。

日本人が食生活で抱える課題については、①栄養素摂取の過不足やパランスの崩れ②食品製造段階での原材料の廃棄や、流通段階での期限切れ食品の廃棄、飲食店・家庭から出る調理ロスや食べ残しなど生産から消費にいたる各段階で大量に発生している「食料ロス」(食料廃棄)③生活スタイルの変化に伴う「欠食」「孤食」といった食習慣の変化などを挙げた。

このうち、最近大きな問題になっているのが食料ロス。八年度の調査では、食品流通・外食産業から排出される食品廃棄物(一般廃棄物)は年間約六百万トン。家庭から出る厨芥(同)は約一千万トン。食品製造業から排出される動植物性残さ(産業廃棄物)は約三百四十万トンと推計されている。

食品廃棄物では、産廃の四八%が肥料・飼料化されているが、一般廃棄物の肥料・飼料化の割合は〇・三%と低く、ほとんど埋め立てや焼却処分されている。

そこで農水省は、食品循環資源の再生利用促進法案を策定した。法案によると、農水相などが食品ごみの最終処分(埋め立て、焼却)量の抑制目標や、その達成に向けた方策を盛り込んだ基本方針を策定。食品の

製造・加工・卸売・小売業者や飲食業者は、抑制目標を達成するための取り組みを進める。

対象業者の範囲は、年間の食品ごみの排出量が百トン以上で調整中、目標は、五年間程度で再生利用や発生抑制、減量化の三通りの取り組みを組み合わせ、最終的な処分量の削減率を二〇%とする方向で検討している。

取り組みが著しく不十分な場合、農水相などは必要な対応をするよう勧告。勧告に従わないと業者名を公表し、適切な取り組みの実施を命令する。命令違反した場合、五十万円の罰金を科す。

日本型食生活への回帰を
最近、日本人の食事は西洋型になり脂質のウエートが高くなってきたため、日本型食生活への回帰が重要とされる。そこで農水省は、厚生省や文部省と連携して望ましい食生活の在り方を示した「食生活指針」を三月にまとめた。白書は「食料消費の改善や農業資源の有効活用」のため、同指針を普及・定着させる必要性を訴えている。

同指針は、「食事を楽しみましょう」「一日の食事のリズムから、健康的な生活リズムを」「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」「こはんなどの穀類をしっかりと」「野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる」「食塩や脂肪は控えめに」「適正体重を知り、日々の活動に見合った食事を」「食文化や地域の産物を活かし、ときに

政 策

は新しい料理も、「調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく」、「自分の食生活を見直してみよう」という十項目の標語とそれを実践する方法で構成。「分かりやすいように、短く、インパクトのある表現にした」(農水省食品流通局)と説明しており、これらを使って、自らの食生活を見直す意識を、国民運動につなげていく必要があると強調した。

白書はまた、栄養の過不足や欠食などが問題視されている子どもたちの食生活について、「食生活の乱れは、健康を損ねる要因となるほか、精神や社会性の発達と深い関係を持つとの指摘もある」と警鐘を鳴らしている。

これらの課題に適切に対応するためには、保護者や学校が連携、協力して子どもたちが食に対する関心を高めて正しい知識を身に付けられる食教育を充実させる必要があると訴えた。

例えば、主食であるコメの重要性を子どもに浸透させるには、米飯給食の拡充も一つの手立て。米飯給食は手間がかかるなどの理由で地域ごとに回数はまちまちだが、地域でさまざまな取り組みが進められている。

そこで、食糧庁は米飯学校給食の拡充策を二〇〇〇年度から強化する。各都道府県に設けられている米消費拡大推進連絡協議会に、米飯給食の回数の増加目標を設定してもらい、経済農業協同組合連合会(経済

連)・教育委員会など関係機関による目標実現に向けた取り組みを促す。米飯給食拡充に成功したケースを全国的に調べ、参考事例集を作る。

実施回数目標は、都道府県や市町村単位で設定、目標実現のため、関係機関の連携による①コメや、コメに合うおかずの野菜を地元産で賄う運動の展開②業者への委託炊飯推進による学校の調理員の負担軽減④農村からの減農薬米入手など地域の実情に合った方法を考えってもらうことにしている。

食糧自給率の向上が重要

第一章はまた、食糧自給率の向上と食糧安全保障について大きなベースを割いて解説している。自給率は、カロリーベースで昭和四十年に七三%だったのが平成十年度には四〇%にまで低下し、主要先進国の中で最低の水準になった。

その原因を、長期的には、食生活が変化して輸入への依存度が高い畜産物や油脂類の消費が増えたからと分析。短期的には、国内生産が減少したからと指摘している。

国民の多くが将来の食糧事情に不安を抱いており、国は食糧の安定供給を確保していく責任があるとした。国内農業生産を可能な限り増大することを基本に、輸入と備蓄も適切な組み合わせる必要性を強調している。

国内農業生産を評価する分かりやすい指標が食糧自給率であり、その向上の目標は、三月二十四日閣議決定された二十一世紀の農政を展望

する食料・農業・農村基本計画の柱になっている。

同計画は「基本的には、食料として国民に供給される熱量の五割以上を国内生産で賄うことを目指すのが適当」と提言。ただ、計画期間である二十二年度までに四五%に向上させる目標を示した。

「四五%」という目標は、「生産面と消費面の課題をクリアできれば、結果的にどこまでいけるかという数値が出てくる。そのぎりぎり水準(高木勇樹事務次官)だが、相応な努力をしないと十年間で実現するのは難しいとされる。白書は、二十二年度までを「自給率の低下傾向に歯止めをかけ、その着実な向上を図っていく期間」と位置付け、「国民の理解と参加のもとに、農業生産及び食料消費の両面にわたる取り組みを進めていくことが必要」と訴えている。

食品の安全性を確保
食品の安全性に対する消費者の関心が高いことを踏まえ、食品の安全性の確保と表示・規格制度の充実についても触れた。

具体的には、すべての生鮮食品に原産地表示を義務付けるなど食品表示の充実・強化と、有機食品の検査認証・表示制度の創設を内容とする改正農林物資規格化・品質表示適正化(JAS)法の成立(十一年七月)を紹介している。

また、遺伝子組み換え食品の一部に表示を義務付ける内容の、農水省の「食品表示問題懇談会」の報告(骨

子)を提示。国によって異なる対応状況を示すとともに、日本も「国際的な議論に積極的に参画していく必要がある」としている。

WTOで公正なルールを

世界貿易機関(WTO)をめぐる動きでは、十一年六月にまとまった「次期交渉に向けての日本の提案」に触れながら、食料輸入国と輸出国、先進国と開発途上国のどれにとっても公平、公正な貿易ルールを確立すべきと訴えた。

洪水防止など国内農業を保護するための根拠として日本が強く主張している「農業の多面的機能」などについて解説、多面的機能を重要と認識している欧州連合(EU)や韓国、ノルウェー、スイスなどと連携し、「国際社会にメッセージを送り、国際世論の形成に努めることが重要」と強調した。

自治体の先駆的施策のコーナーでは、①県民一丸となって農業・農村振興を目指す「いわて総合食料基地宣言」をした岩手県②消費者の視点を重視した施策を展開している埼玉県③県独自で全国初の食糧自給率の目標値を設定した岐阜県―の取り組みを紹介した。

農業生産法人を活性化

第二章では、農業生産の最も基礎的な基盤である農地が、耕作放棄などによって昭和三十六年六百九万ヘクタールをピークに平成十一年度には四百八十七万ヘクタールにまで減少したと説明。耕作放棄を防ぐため、担い手への農地集積を一層進めてい

政 策

く必要があると指摘した。

農業就業人口の半数以上を六十五歳以上の高齢者が占める実態を紹介。多様な担い手の確保策として、

男女共同参画推進のための取り組み 高齢者が生涯現役として元気に活躍できる環境整備 農業経営の法人化の推進などを提言。

農業生産法人の活性化を進めるため、株式会社への参入を認めるなど農業生産法人の要件を見直しを含めた制度改正にも言及した。制度改正では、株式会社化に当たり、株式譲渡に取締役会の承認が必要とすることなどを規定。法人の構成員(出資者)に自治体や法人と継続的な取引関係があるスーパー、生協などを追加する。

直接支払い制度を創設

第Ⅱ章では、農業の「多面的機能」の重要性を取り上げた。農村で適切な農業生産活動が行われることで生じる国土保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的機能は、国民生活や国民経済の安定にとって大事であると解説。一方、中山間地域を中心に、耕作放棄地の増加など多面的機能の低下が懸念されていると指摘した。

特に、中山間地域は、耕地面積、農家人口、農業粗生産のいずれも全国の約四割を占めており、河川の上流域に位置する。このため、多面的機能の発揮を通じて下流域の住民の生活基盤を守る防波堤としての役割が期待されていると説明した。

中山間地域での耕作放棄発生防止のための取り組みとして、棚田オーナー制などを導入している地域があることなどを紹介した。しかし、全国に広がる耕作放棄の発生防止には不十分であり、多面的機能を確保するためには全国的な取り組みが必要と訴える。

そこで、十二年度に中山間地域などの生産条件が不利な地域の農家に対する所得補償(直接支払制度)を創設したことを紹介。同制度への国民の支持を求めた。

直接支払制度は、支払いの対象を、原則として特定農山村法など地域振興関連八法の指定を受けた地域の農地から、土地の傾斜度などを基準に選ぶ。水田で二〇分の一(二十メートル進んで一メートル上がる)以上など急傾斜の農地としているが、市町村長が地域の実態に感じ、水田で百分の一以上など緩傾斜の農地でも指定できるとしている。

白書は、「むすび」の項で、農政改革のため、生産者、消費者、関係機関、団体が相互に協力しながら、役割に応じた取り組みに対する期待を表明。施策実施に当たり、評価とその結果を踏まえた見直し 情報公開 透明性の高い効果的な推進が重要であると締めくくった。

(時事通信社 前村 敦)

平成1年度 地域づくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり

現地レポート

秋田県

たかのすまち
鷹 巣 町

在宅複合型福祉施設ケアタウンたかのす開所式



ワーキンググループ活動によるまちづくり

町の現状

鷹巣町は秋田県北部のほぼ中央に位置し、人口約二万二千人、米作を中心とする農業を基幹産業としてきた町です。現在では産業構成も様変わりし、生産額での農林業の割合は5%未満と小さくなっています。天然秋田杉を始めとする豊富な林産資源によって林業、製材業が栄えてきた伝統があり、工業出荷額に占める木材・木製品出荷額の割合が比較的大きいのが特長です。

町の北側に位置する綴子地区は、羽州街道の宿場町として栄えたところですが、集落の中心部に位置する綴子神社には「大太鼓祭り」が継承され、直径四m近い大太鼓を打ち鳴らす独特の祭典として有名です。

一昨年秋田県第二の空港となる「あきた北空港（大館能代空港）」が開港するなど昔とは町の姿が大きく変わってきましたが、人口の減少や高齢化は鷹巣町も例外ではなく、現在では高齢化率が二五%を越え、更に傾向は進んでいます。

ワーキンググループ活動

平成四年に発足した行政と有識者による組織「福祉のまちづくり懇話会」では、高齢化社会に対応

するためには住民の立場に立った福祉が必要だとこの結論に行き着き、その後、住民が自主的に福祉を考える「ワーキンググループ」が結成され、行政と住民の共同作業によるまちづくりのための活動がスタートしました。

ワーキングの活動は、メンバーが自ら車椅子で町の中を歩き、あるいは高齢者や家族の生の声を聞くなどの実践活動から始まりです。その上で個々の問題のテーマを①すぐできること②少し工夫すればできること③予算化しなければできないこと（長期計画が必要なもの）の三つに分類し、さらに具体化のために行政と共同で検討を加えて行くという方法がとられます。

このような行政と住民が一体となった取り組みは、福祉の先進国である北欧で実践されており、鷹巣町ではデンマークの福祉をモデルとしてきました。平成七年から



フォーラム

は住民と町職員が毎年デンマークを訪れて研修を行っており、今年四月にはデンマーク・オーフス市と高齢福祉分野での協定を結んでいます。

取り組みの成果

これまで「福祉のまちづくり」で実現したものの事例としては、歩道の段差解消などの小さなハード事業から長期にわたるビッグプロジェクトまで次のような成果が挙げられますが、これらはいずれも住民と行政の共同作業によるワーキンググループの取り組みによって実現・整備されたものです。



福祉ワーキンググループの活動

サテライトステーション綴子



し、玄関を自動ドアにする
・ホームヘルパーの大幅増員(五人だった人員が現在では六六人)
・九十三年九月、自治体として初の二四時間ホームヘルパー派遣の実現
・全室個室化(一室二〇㎡)を実現した在宅複合型施設「ケアタウンたかのす」の建設

他の分野への波及

福祉ワーキングは現在約一五〇名、一〇グループが活動していますが、この手法が民意を行政に反映できる優れた手法であることから、福祉に限らずさまざまな取り組みをワーキンググループ方式で進めています。今では、福祉ワー

キング以外に七つのワーキンググループが活動しており、さらに新たなグループが生まれつつあります。

一、サテライト四号建設ワーキンググループ

学校区ごとに整備を進めているデイサービス等を行う福祉施設「サテライトステーション」の建設にあたり、提言を行うグループです。施設は地区の集会所や交流スペースとしての機能もかねており、地域に密着した施設の整備が実現しました。

二、ごみワーキンググループ

「容器リサイクル法」の実施にともない、実施前から地区でのごみの分別リサイクルを推進しています。三地区で活動が行われていますが、全町での取り組みが始まる前の、モデル的な役割を果たすことになりました。

三、文化遺跡ワーキンググループ

平成十年に開港した「大館能代空港」のアクセス道路建設中に出土した縄文遺跡「伊勢堂岱遺跡」を、町の文化遺産として保存・整備し、利活用を考える活動を行っています。活動を通じて、「自分たちの手で整備した歴史遺産」としての意識も高まっています。

四、商業地開発ワーキンググループ

【味覚歳時記】

さやを味わう きぬさや

露地物の きぬさや にお目にかかれる季節になりました。ごく未成熟な蚕碗豆(まへんとう)のことです。いかにも未成熟な青臭い無垢な感じが身上です。それは、形にも色にも香りにも味にも、そのまま現れています。さや同士が擦れ合う音が衣擦れの音にそっくりだから、との説があります。ほんとうに音が出るとは思えませんが、あの姿形を見ているとなぜか納得させられます。普通、マメ科の実を食べるときは、さやの中に納まった豆を食べてさやは捨てますが、きぬさや はさやを食べるのです。それだけに鮮度が問われます。あざやかな緑にゆでるには、熱湯にひとつまみの塩を入れ、さつとゆでて水にとり、ざるにあげるのがこつ、といえはこつです。たいていの料理のつけ合わせによく合います。グリーンサラダにももちろんです。持ち味が存分に活きるのは、みそ汁、ごく薄味の卵とじ。これはもう夏の予感の味、そのものです。



フォーラム

ふれあい通院バス出発式



町の顔である中心商店街を守るために発足しました。メンバーは商店街を構成する商業者で、空き店舗の活用や、共同駐車場などについて意見が交わされ、不況など地域商業を取り巻く課題に立ち向かっています。

五、ふれあい通院バスワーキンググループ

路線バスのない地域で、高齢者の通院用にタクシーによる代替バスを運行させているグループです。四つの集落の住民とタクシー会社で組織され、経費や利用者負担など一つ一つの課題をクリアしながら、運行が実現されました。

六、高野尻住宅団地改築ワーキンググループ

老朽化した町営住宅を改築するにあたり、入居予定者で結成されました。ワーキングの提案でバリアフリー化が図られるなど、画一的な公営住宅のイメージを変え、住みやすい住環境が実現しています。

七、町営スキー場ヒュッテ建設ワーキンググループ

スキー場ヒュッテの建設にあたり、地元自治会やスキークラブなどで組織され、提言が行われました。建物の整備・運営のみならず、通年でのスキー場の利活用についても検討され、利用者本位のスポーツ施設のあり方を変えています。

住民本位のまちづくりをめざして

ワーキンググループは基本的にボランティアで、運営に関する経費さえ参加者自身が負担することが原則です。そのためメンバーは活動に参加しているという意識が高く、取り組みも真剣です。また、要請があれば町職員も一緒に活動することから、住民と行政の垣根が取り除かれます。鷹巣町では今後、このようなワーキンググループによる活動を長く継続させ、住民本意のまちづくりを目指したいと考えています。

(写真説明)

①在宅複合型施設「ケアタウンたかのす」開所式

鷹巣町の福祉の中核施設。老人保健施設、短期入所施設、在宅介護支援センターなどからなる。福祉ワーキング活動の成果の集大成とも言える施設で、平成十年四月開所した。

②福祉ワーキンググループの活動
ワーキングでは課題を「すぐできること」「少し工夫すればできること」「予算化しないとできないこと」の三つに分けて取り組み、行政に提案される。

③サテライトステーション綴子
学校区単位で建設を進めている
デイサービス等を行う福祉施設。
このサテライトで四つ目となる。

地区の集会施設もかねている地域
密着型施設。

④ふれあい通院バス出発式
バス路線のない地域で高齢者の通院のための交通手段を確保するため、タクシーによる代替バス路線をワーキング活動によって実現させた。

(鷹巣町長 岩川 徹)

随 想

川と行政



島 根 県
大 和 村 長
黒川益之助

随
想

私の村の真中を、「中国太郎」と呼ばれる江の川(一級河川)が流れている。本流には珍しい鮎魚の「築(やな)」があり、支流には日本でも貴重な生物である「オオサンショウウオ」が生息している。また、度重なる洪水から家屋を守る安全地帯ができ、そしてダム湖でのスポーツや、魚つり大会、また、のんびりと遊覧船で四季を楽しむなど、川は住民生活に大きな影響を与えるところから、行政施策についても、川を中心に考えざるをえない状況にある。

この江の川沿いにある私の村は、隣県の広島市から約百キロ、島根県庁所在地の松江市から八七キロの地に位置し、中国山脈のど真中にある中山間地の人口二、一七四人の山村である。

水量豊かなゆつたりとした流れ

の平素の江の川は、風光明媚と褒められているが、一度増水すると手に負えない暴れん坊となる。このような川を、地域の実態に応じ、その特長を有効に利用することによって、その地域の振興に無限に夢をあたえてくれるのではなからうかと考える。

この川沿いにある高校の校歌に「山陰一の江の川、山陽遠く芸洲(広島)の、山より出でて五十余里(二〇〇キロ)、日夜をわかず流れ行く」とあるように、静かな流域は古来から長い歴史の中に息づいてきた。その長い歴史の中で、江の川の暴れぶりを振り返って見ると、昭和十八年の洪水をはじめ、二十年、三十三年、四十年、特に四十七年の大洪水(百年に一度の大洪水と言われる)や、五十八年とほぼ十年毎におきた洪水

は、その度毎に五十億円・百億円と改良を含んだ多額の災害復旧事業や、流域の治水対策事業を実施し、さらに住宅環境整備や、防護対策等、多くの対策を講じてきた。一方、それらの公共の災害復旧事業のために、多くの住民の方々の働く場所もでき、安全な住宅地高上げの団地もできて、思いもよらない安全で文化的な生活環境が整ってきた。次いで、水辺を利用したイベントも川沿いでもかなり開催されるようになった。

これらについての流域市町村の取り組み状況は、江津市の「江の川祭り」、桜江町の「えんこう(河童)祭り」、川本町の「アドベンチャーレース(仮装などを競う筏の競漕)」、支流の瑞穂町の「かつば駅伝川の中を走る駅伝競走」、邑智町のカヌー博物館周辺での「カヌーフェステバル」「カヌーツーリング駅伝」、羽須美村の「蛭祭り」と「鮎のつかみどり」、我が大和村では秋の「江の川カヌーツーリング」、石見町では「香木の森」の数々のイベント、等々いづれも川をステージとする、清流を活用したイベントが数多い。

また、今後は渓谷の小川を利用して、小水力発電所を作り売電収益によって、不況のあおりで経営不振となっている、第三セクター

随 想

の収益改善に役立つものと考えられる。

川に生き続けている多くの生物の中で、清流でなければ生き続けられない生物、それが国の特別天然記念物に指定されている「オオサンショウウオ」である。専門家に聞くと体長で最大のものは、日本では一・五メートルに達するものが見つかった記録があると言う。体長が五〇センチメートルになるには、約四十五年から五十年かかると言われているが、私の村では一・〇六メートルの大物が何頭か見つかっている。

この「オオサンショウウオ」の生息環境に適した清流を、三年前に、「山陰両棲類研究会」が、約二軒を六名の調査体制で長期間かけて調査した。その結果体長平均五〇センチメートルの「オオサンショウウオ」八十一頭が確認されている。また、産卵場所も三個所発見されたので、「この川は、オオサンショウウオの生息地として、日本で最も重要な河川」と言われた。そして又、上流の瑞穂町での生息数は、町の人口(五、二七八人)位いると言われている。この町では、天然記念物整備活用事業として、「ハンザケ自然館」を建て、「オオサンショウウオ」の基地としての活用を計画中である。

また、江の川の「築(やな)漁」は、水の適量な増水が続けば、一夜にして二百kgもの鮎の水揚げがある珍しい仕掛けであるが、現在ではこの江の川流域で一個所しか残っていない状況である。

これら、川の清流を後世に伝えて行くための行政施策は、我々に課せられた重要な責務である。その一端として各町村が下水道処理に力を入れて実現していることは、頼もしい限りである。

以上のように、川は行政に夢を与えてくれることが多くある。清流・水辺・風景・生息する稀少生物等、全ての資源を江の川沿岸の町村が、広域的に連携をとりながら総合的に活用することが、自然と行政の美しい共存ではないでしょうか。

全国の町村長さん方には、一度ご視察いただきまして、英知を授けて下さることを願っております。

● 町村週報の購読 ●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部

五月は躍動の季節

児 玉 芳 子
生活評論家

五月の花

青葉が光る、新芽が輝く、小さなみどり色の生命がキラキラと薫風にゆれて五月は躍動を感じさせる月。連休でなくともこころはうきうきとなぜだか弾んでいきます。上旬には端午に欠かせない花菖蒲やあやめが咲き、西洋あやめのアイリスまでが店先を飾り、月の異名さつきも紅紫に山をなして咲き競い、各地の公園を紅色に染めて「さつき祭」が開催され、人出でにぎわいます。十四日の母の日には街のウィンドウにもレストランにもカーネーションが飾られ、紅やピンクや白のカーネーションを持った人たちが往来をゆききし、この日は都市中も花ざかりの日です。また、花の女王バラも五月が見ごろ、貴婦人や女王様などの名を冠したみごとなバラが、バラ園を一面にうずめ、ピンクや白や紅はもろろん、あえかなクリームやオレンジ色やなかには紫色のバラなどにもお目にかかれたりして、ゴージャスな気分浸れます。名札を見ては花に鼻を近づけて芳香をかぐとする姿がみられるのもバラ園ならではの特徴。何てったってバラの花びらは何千年の昔から香水の原料。そのエッセンスが調査さ

れて幾百種の香水になっているのですから。香りを楽しむのがバラに対する礼儀かも知れませぬ。母の日の十四日、奈良の当麻寺ではぼたんが咲きお会式が催されます。長谷寺や上野公園のぼたん園も有名で、ぼつてりとした大輪のぼたんが豊麗に咲く姿を見ると、この花が中国の国花に選ばれたのが何となく判るような気分になります。十五日には葵祭の長い行列が京都の街をねり歩いて見物人でおおにぎわい。月末二十七日には札幌でライラック祭が開かれ紫、淡紫、白、紫紅などの花が楽しめます。ライラックはフランス名が「リラ」、モクセイ科の小高木で寒い地方に咲きます。フランス、スイス、ドイツ、オーストリア、チェコでも五月にライラックが街中を紫色に彩っていました。欧州では多数の小花が集って円錐状に咲いている中から花びらが五裂(普通は四裂)の小花を見つけるとラッキー・ライラックと言ひ、それを飲みくたすと、恋人の愛は永遠に変わらない……という習慣があるとか。四つ葉のクローバーより霊験が具体的でほほえましい初夏の風俗です。五月は花に囲まれた恋の季節なんですね。ちなみにライラックの原産地は欧州です。ところで五月のミラノの街ではタンポポの胞子よりは大きい白い羽毛の如き植物の胞子らしきものが街中いたる所で何日も舞い散っています。あれはいったい何なのか、ご存じの向きにお教えいただければ幸いです。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する報告書」まとまる

消防庁の「消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する報告書」は、このほど報告書をまとめた。

報告書は、同時多発的に発生する災害や事象が長時間に及ぶ災害に対処し、より効果的な活動を行うには消防団と各種の自主防災組織等が連携した活動が不可欠であるとした上で、消防団について、消防に関する豊富な知識と経験・知識を活かすつ、中心的な役割を果たすことを求めている。

連携のあり方として、①地域の自主的防災組織との連携においては、災害時における協力機関としての役割及び平常時における防災組織の育成指導を積極的に行うこと。また、②事業所の自衛消防組織との場合、サラリーマン団員が訓練や災害対応に出動しやすい環境づくり等を行うこと、③地域住民との場合には、住民に受け入れられやすい効果的な方法を模索しながら消防防災に関する知識、技術の普及指導の役割を果たすこと等を求めている。

このほか常備消防や市町村役場が担う役割も大きなものがあるとし、これら地域の関係機関が一体となつた取り組みが必要であり、そのうえに立つて、消防団を中核とした、災害時に地域における防災ネットワークを形成していくことが、最も期待されることとしている。

地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会 開催

郵政省と自治省は、四月二十七日に「地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会」の第一回研究会を開催した。

これは、地方公共団体と地域の郵便局の協力により、住民サービスをより効率的に提供できる手法などを検討し、もつて国・地方を通ずる行政の効率化に資することを目的とするもの。

検討テーマとしては、①地方公共団体の業務のうち郵便局と連携することにより、より効率的な行政サービスの提供ができるものの範囲②具体的な業務について連携を実施する上で検討すべき法的課題③地方公共団体と郵便局が連携する場合におけるその他の課題などを予定しており、また、検討テーマに応じて両省関係課による分科会を設置できることとしている。

研究会の委員については、塩野座長(東亜大学通信制大学院教授・東京大学名誉教授)はじめ学識経験者、全国郵便局代表、自治・郵政総務審議官に地方自治関係者で構成されており、本会からは山本全国町村会長、西田全国町村会副会長が委員として参画している。

なお、今後の予定としては、二回程度審議を行った後、十一月下旬に中間とりまとめを行い、実施可能な施策から試行的に実施していくこととしている。

平成十一年度漁業白書公表
適切な資源管理が基本

平成十一年度漁業白書が四月十一日の閣議に提出され、了承された。今回の白書では、新たな政策確立に当たり、広く国民の理解と合意が不可欠であるという観点から、水産業と国民生活とのかわりに重点を置き、水産業や漁業地域は、国民への水産物供給のみならず、国民の健全なレクリエーションの場の提供、環境の保全、固有の文化の継承等多面的な役割を果たしており、二十一世紀における豊かで安全な国民生活を図る上で不可欠なものであり、水産業や漁業地域についての実態等について国民全体で理解を深め、明確に位置づけることが必要であるとしている。

このほか、我が国の漁業生産量は、昭和五十九年には千二百八十二万トに達したものの、水産資源の減少、国際的な漁業規制の強まり等によつて、近年減少傾向で推移し、平成十年には、六百六十八万ト(対前年十%減)まで減少している。

一方、水産物輸入は総じて増加傾向で推移し、現在、食用魚介類の約四割が輸入水産物で賄われているが、輸入元国における国内需要の増大及び資源状況の悪化等から安定的な水産物供給の確保が危惧されるため、引き続き国内生産力の強化に努めることが必要としている。

また、食用魚介類の自給率は、国内生産量が減少する一方で水産物輸入が増加傾向にあることから、低下傾向で推移しており、平成十年においては、五七%と過去最も低い水準となり、海藻類の自給率も徐々に低下し、六三%になっている。